

令和 7 年度
狩猟鳥獣捕獲禁止区域（イノシシを除く。）
の指定について

茨 城 県

諮問事項 1 狩猟鳥獣捕獲禁止区域（イノシシを除く。）の概要

1 目的

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 12 条及び第 13 次鳥獣保護管理事業計画に基づき、狩猟鳥獣捕獲禁止区域（イノシシを除く。）を指定する。

区 分	制度の概要	規制の概要	存続期間
狩猟鳥獣捕獲禁止区域（イノシシを除く。） （法第 12 条）	既設の鳥獣保護区において、イノシシによる農林業被害が著しい場合で、鳥獣保護区の期間更新の同意が得られない場合は、被害の軽減と鳥獣の保護の両立を図ることを目的に、鳥獣保護区を一時的に解除し、イノシシ以外の狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する区域を指定。	イノシシ以外の狩猟鳥獣の狩猟を規制	令和 9 年 3 月 3 1 日 まで ※茨城県イノシシ管理計画（第七期）の終期まで

【第 13 次鳥獣保護管理事業計画（一部抜粋）】

4 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定

既設の鳥獣保護区において、イノシシによる農林業被害が著しい場合で、鳥獣保護区の期間更新の同意が得られない場合は、被害の軽減と鳥獣の保護の両立を図ることを目的に、鳥獣保護区を一時的に解除し、イノシシ以外の狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する区域の指定を検討します。

当該区域の指定期間は、イノシシを対象とした第二種特定鳥獣管理計画の終期までとし、期間満了後は鳥獣保護区に戻すことを前提に被害の状況を検証します。

2 狩猟鳥獣捕獲禁止区域（イノシシを除く。）の指定状況（R7.4.1 時点）

狩猟鳥獣捕獲禁止区域（イノシシを除く。）：1 地区

地区名	所在地	面積(ha)	存続期間
湯袋	石岡市	220	R4.4.1 ～ R9.3.31

令和7年度 狩猟鳥獣捕獲禁止区域（イノシシを除く。）
の指定について

区 分	名 称	所在地	面積 (ha)	存 続 期 間	備 考
新設	笠間湖狩猟鳥獣捕 獲禁止区域（イノ シシを除く。）	笠間市	210	令和7年11月1日から 令和9年3月31日まで	
計	1 箇 所	新規指定 1 箇所 210ha			

令和7年度狩猟鳥獣捕獲禁止区域（イノシシを除く。）
指定位置図

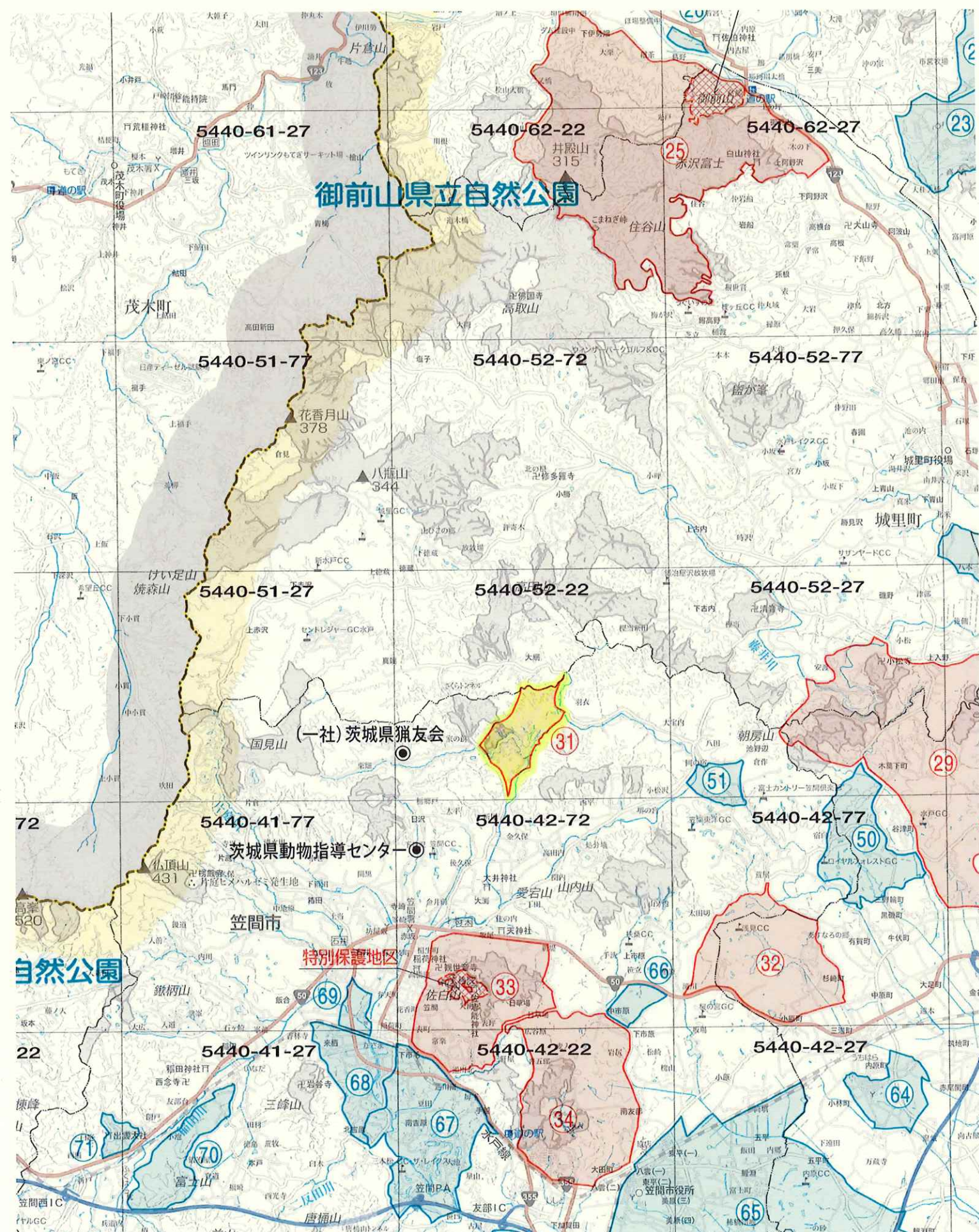
国土地理院承認 平14総複 第149号



茨城県

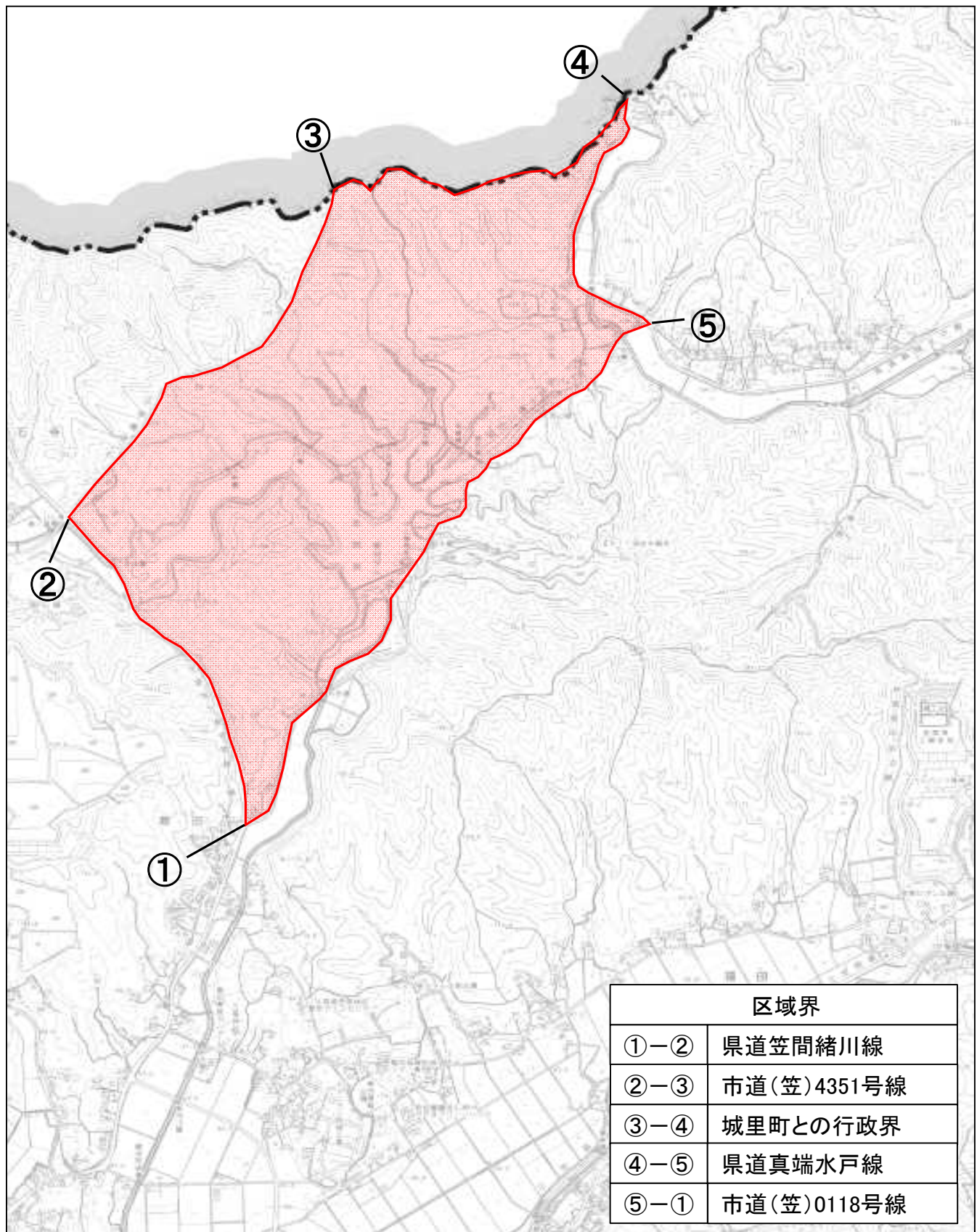
狩猟鳥獣捕獲禁止区域（イノシシを除く。）設定計画書（案）

1	名 称	笠間湖狩猟鳥獣捕獲禁止区域（イノシシを除く。）
2	面 積	2 1 0 ha
3	存 続 期 間	令和7年11月1日 から 令和9年3月31日 まで
4	狩 猟 期 間	11月15日 から 翌年3月末日 まで （3月16日からは3月31日までの期間に使用できる猟具は、わな及び止めさしを目的とした銃のみ）
5	狩猟期間に捕獲できる鳥獣	イノシシ
6	区 域	笠間市飯田地内の県道笠間緒川線と笠間市道（笠）0118号線との交点を起点とし、同県道を北西へ進み市道（笠）4351号線（広域農道ビーライン）との交点に至り、同市道を北東へ進み、笠間市と城里町の行政界との交点に至り、同行政界を東へ進み県道真端水戸線との交点に至り、同県道を南へ進み市道（笠）0118号線との交点に至り、同市道を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域。
7	設 定 の 理 由	当該区域は、飯田地区、石寺地区、大橋地区と3つの行政区を含む区域で、イノシシによる農業被害が年々増加していることから、平成29年度より、地域の農地は地域で守ることを目的に、地元農家を中心に行政区単位で1団体、わな免許取得者1名以上、構成員5人以上で組織する箱わな、囲いわなの使用に限定した地域捕獲団体を設立し、イノシシの捕獲を実施している。 近年、イノシシが箱わなに慣れてしまい、餌のみを食べる個体が増え、農業被害が増加しているため、農家は電柵等により被害防止対策を実施しているが、田植えの時期には、至る所で畦畔が崩され、水が張れず何度も補修しなければならないなど、農家の負担が非常に大きくなっている。 また、米の収穫時期には、収穫直前の稲穂が広範囲で食べられてしまうなど、イノシシ被害が深刻で、畑もイノシシに荒らされ、耕作できず、当該区域の農家は心身ともに疲弊している状況である。 笠間市では、農作物等への被害の防止及び軽減を図るため、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律に基づき設置した笠間市鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）によるイノシシの捕獲を実施しているが、市内においてイノシシ被害が広範囲に及んでいることから、実施隊が当該区域を専念して対応できない状況にある。 以上のことから、当該鳥獣保護区の期間更新に対して、利害関係者からの同意が得られないため、イノシシ増加を抑制し、当該区域の農業被害の軽減と鳥獣保護の両立を図ることを目的に、狩猟鳥獣捕獲禁止区域（イノシシを除く。）に設定するもの。



笠間湖狩猟鳥獣(イノシシを除く。)捕獲禁止区域図

期間: 令和7年11月1日～令和9年3月31日



鳥獣保護区の指定（更新）に関する意見書について

— 省略 —